神戸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年１月30日決定
令和２年１月30日改正
令和４年１月28日改正
令和５年４月27日改正
令和７年１月30日改正

第１．基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられている。

本市においては、西北神の田園区域を中心に県下でも有数の農業地帯を有しており、水稲のほか、軟弱野菜やキャベツなどの露地・園芸施設栽培など、都市近郊の立地を生かした多彩な農業が展開されている。これらの農業は、新鮮で良質な農産物を都市住民に供給するとともに、快適な都市環境の保全や美しい景観形成にも大きく寄与しており、神戸市民にとって極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、本市においても、農業者の高齢化や農作物価格の低迷等による担い手の減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているため、一層地域の実情や特性を踏まえたきめ細かい農業委員会活動が必要になっている。

このため、法第７条の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が互いに連携し、各地域の実態に応じた活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に推進できるよう、神戸市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員会の長期的な目標とする農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２．具体的な目標、推進方法及び評価方法

１．遊休農地の発生防止・解消

（１）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現　　状（令和６年４月）	4,406.6　ha	66.6　ha	1.51　%
目　　標（令和13年３月）	4,420.9　ha	22.5　ha	0.5　%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第１項による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第１項第１号の遊休農地との合計面積とする（以下、この指針において同じ。）。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

(ｱ) 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

また、日常的な現場活動としての農地状況の確認等については、利用状況調査の時期にかかわらず実施し、農地の適正利用と違反転用の発生防止、早期発見につなげる。

(ｲ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ｳ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②　関係機関との連携

利用意向調査の結果を受け、所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを進める。

③　非農地判断

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④　事業を活用した解消方法の周知

耕作放棄地復元事業等の補助事業を活用し遊休農地の解消に努める。また、解消事業制度について、農業委員会のホームページ等での紹介を行うなど、わかりやすい周知に努める。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．担い手への農地利用の集積・集約化

（１）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 （A）	集積面積 （B）	集積率 （B/A）
現　　状 （令和６年４月）	4,406.6　ha	834　ha	18.9　%
目　　標 （令和13年３月）	4,420.9　ha	1、327　ha	30　%

（２）担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な推進方法

①「地域計画」の実行

地域計画で予定した農地利用を目標とし、農地の出し手と受け手に必要な情報提供や相談・助言を行う。

なお、活動にあたっては、本市農業の特色を生かし、かつ各集落の実情も踏まえながら、兼業及び小規模農家を含めた多様な担い手の育成・確保に配慮し、集落の現状と地域計画で予定した農地利用の目標を把握したうえで行うことが重要である。

②　関係機関との連携

農地の出し手と受け手の意向を踏まえながら、神戸市、兵庫県、農地中間管理機構、兵庫六甲農業協同組合等と連携し、集積・集約を促進する。

③　農地の集積・集約にかかる周知

農地中間管理事業等の農地の貸借手続きについて、農業委員会ホームページ等での紹介を行い、わかりやすい周知に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

	新規参入者数 （新規参入者取得面積）
現　　状 （令和６年４月）	177経営体 （54.7ha）
目　　標 （令和13年３月）	353経営体 （108ha）

※目標の数値は平成30年４月以降の累計

※経営体は個人、法人を含む。

（２）新規参入の促進の具体的な推進方法

①　関係機関との連携

神戸市、兵庫県、農地中間管理機構、兵庫六甲農業協同組合等と連携し、新規参入相談及び「農地バンク」を活用した農地のあっせんを推進する。

②　情報の提供

新規参入を促進するため、就農のための手続きや各種補助制度、支援制度について、わかりやすく情報を提供する。

③　新規就農者の定住促進

農業を始めた意欲ある農業者を支援するため「空家バンク」を活用した集落内住宅の貸借の推進を市に働きかけ、新規就農者の定住促進と地域活性化を図る。

④　農業委員会フォローアップ活動

農業委員と推進委員は、新規参入者の地域の受け入れを調整するとともに、参入後の定着を図るため、見守り活動などの継続的なフォローアップを行う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３　「地域計画」の目標を達成するための役割

神戸市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、神戸市農業委員会は次の役割を担っていく。

・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
・農家への声掛け等による意向把握
・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
・農地中間管理事業の活用の働きかけ
・「地域計画」の定期的な見直しへの協力